



寄りそうの月議会報告

いよいよ来年度から新事業本格化

介護を支える新たな人材は、

地域住民ボランティアに！

今回も一般質問で、後退する介護保険事業を問題にしました。「家族介護から社会介護へ」の介護保険制度は改善が繰り返され、介護の本来のあり方である「人としての尊厳を保持すること」が次第にないがしろにされ、制度疲労が起きています。

一昨年度から、市の要支援1・2の訪問介護と通所介護が介護保険給付事業から外され、市が運営主体の「新総合事業」に移行しました。事業の本身は介護の支え手を「自助」「共助」を軸にして地域住民に求めるものです。「住み慣れた地域」で「地域ケア」という装いをこらしながら「在宅介護」「家族介護」へ逆行させるもので、公的な責任を投げ出す制度破壊です。

総合事業を先行実施している全国の市町では、要支援者も一般「介護予防」事業に組み込み、「多様な主体の多様なサービス」の支援体制作りを進めています。その受け皿作りは難航しています。結局従来どおり介護事業所に見なし委託、当面の対応に追われている実態が浮き彫りになっています。

各務原市では、新総合事業は高齢福祉課の所管になりましたが、実際の介護予防、日常生活支援活動を動かして運営しているのは社会福祉法人「市社会福祉協議会」であり、地域社協を受け皿に位置づけられます。また、社協は事業の担い手にボランティアによる生活サポーターを養成、地域住民のボランティアハウスを受け皿にします。「地域で支え合う仕組み」を地域住民に期待(アテに)して作り上げていこうという体制作りです。

やっぱり軽度者に公的責任と専門性は欠かせないと主張

この5月頃から社会福祉協議会が介護予防、日常生活支援総合事業を受けた本格的な取り組みを始めています。新たな要支援認定者に対応するヘルパー(簡単な研修を受けた無資格のボランティア)の方たちに、日常家事援助やミニデイサービスで介護度を進行させないように生活援助サービスを期待することは、過重な任務と言わざるを得ません。資格を持たない担い手であるボランティアさんに訪問型サービスの最中に事故が起きた、けが、症状が悪化した等、対応できない緊急事態が起きた時、誰が責任をとるのか明確に示されていません。簡単な研修は受けていても専門性を求めている方に責任を負わせられません。軽度段階でも介護が必要とされた要支援の方たちを、介護度を進行させない体制にする必要があります。無責任な事業は公共の事業といえないと思います。

私は、市が生活支援・介護予防の安定的、持続的な体制充実についてどう考えるのか、要支援者の介護度を進行、重度化させない、介護難民につなげない事業になるのか、問いただしました。

市の答弁は、「これまでと変わらない」というものですが・・・

政治が果たすべき役割をとりもどすために

安上がりな介護(予防) 事業で重度化に！
かえって介護保険会計全体を追い込むことに

訪問型の「生活支援サービス」、通所型「ミニデイサービス」を行う団体に補助金を交付します。今年度予算は800万円。この額でどんな事業ができるのか。責任を負うべき行政は、社会福祉協議会に丸投げ、責任の所在が明確でない地域住民助け合いの仕組みのボランティアハウスに依拠した事業です。また、ボランティアを発掘育成する生活支援コーディネーター設置事業に540万円。生活支援サポーター養成事業(予算334万5千円)、日常生活を支える担い手となるヘルパーの養成、スキルアップ研修に向けられます。ボランティアで、地域の皆さんで見守ってください、支えてください、という中身にしてしまいました。なんと安上がりでしょうか。

基地の街に住む私たち 危険リスクは高まるばかり

戦闘機のジェット音の爆音、轟音です。慣れてしまえば、許容できるのでしようか。改善の実感はなく市民の皆さんから、相変わらず受け入れがたい騒音を何とかしてほしい、との声が届きます。

本市は市の真ん中に基地が存在し周辺自治体で作る基地協議会の主導的な役割を位置づけられ、住民に騒音だけでなく基地立地による危険にもっともさらされる自治体として、国防衛省にものを言うべき立場にあります。市は、毎年、騒音対策、軽減対策を国・防衛省に求めているとしてきましたが、全く改善されていません。

市長！市民の安全、安心に、 本気で国に物言うべき時です。

また、政府は集団的自衛権の行使、安保法のもと岐阜基地の役割を容認させている危険性が現実のものになっていきます。負担軽減を口実にオスプレイなどの飛来も十分想定範囲と捉えておくべきです。オスプレイの構造的欠陥は、度重なる墜落事故で実証済み。安全性は全く保障されないまま全国の基地や空港に緊急着陸し、今や、我が物顔で飛んでいるのが現実です。市街地や市民の頭上を飛ぶ危険きわまりない戦闘機の飛来、活用範囲の広がりに対し、自治体の責任において、こうした戦闘を目的にした機体の飛行をきっぱりと中止を求めることが、いよいよ必要です。市長の基地協議会会長としての責任ある態度表明として、危険な航空機の戦闘利用に対し明確に中止を求めよう、追求しました。市長は一度も答弁に立たず。当局は具体策示さず、国の判断であり、適切に対応するとのみ答弁。

「改正組織犯罪処罰法」 共謀罪の廃止を求める意見書の提出についての請願 賛成討論

「テロ等準備罪」「改正組織犯罪処罰法」と名称を変え、いくら要件を付け加えても本質的に憲法と相容れない共謀罪なのです。共謀罪は、2003年国会に提出されて以降3度も廃案になっており、それは憲法に真つ向から反する本質を持つているからです。(中略)

かつて治安維持法の下、国家権力が常に国民を監視、自由な言論が抑圧され、侵略戦争の道突き進んでいった反省に立ち、日本国憲法は戦争放棄、思想信条の自由、表現、結社の自由を保障しています。刑事手続きに関して人権保障規定を設け、刑罰権の濫用を防止するため刑法は法を犯した「結果」に対して刑罰を發動することを原則にしています。

共謀罪は、犯罪を「合意」すれば処罰、話し合った、考えたことが犯罪の合意・計画と見なされれば処罰の対象です。捜査機関が「合意」「計画」を処罰しようとするれば、当局が目をつけた運動や団体の日常的な監視や、「密告」や恣意的な捜査手法によって犯罪を摘発する他なく、プライバシー権や結社の自由を侵害し、権力が内心に介入する恐ろしい監視社会になる危険があります。国会で指摘され安倍政権は、「テロ等準備罪」「改正組織犯罪法」と名前を変え要件を厳しくしたから共謀罪とは違うと強弁し、処罰の対象を「組織的犯罪集団」による「計画」に限定したから「一般人が対象になることはない」、「準備行為」が必要だから「内心を処罰するものではない」といいましたが、市民の日常的におこなわれる行為との線引きはきわめてあいまいです。さらに、電話やメールなどの盗聴を可能にし、ライン、フェイスブックなどの通信手段も監視対象とされるとしています。

また政府は犯罪主体を「テロ集団その他の組織犯罪集団」とし、関与する想定犯罪を「に限定した、その行為に当たるかどうかその都度判断する」といい、対象は「何らかの嫌疑がある者で、一般人ではない」といいますが、「通常の団体も一変する」、環境保護団体などを「隠れみの」にする、と結局一般人が対象になると認めており、法としての体をなしていないのは明らかです。(中略)

共謀罪法は、国際的にも重大な懸念が示されています。国連の特別報告者のジョセフ・ケナタツチ氏が安倍首相に、共謀罪法が「広範な適用範囲で、プライバシー権と表現の自由への過度な制限につながる」として国際人権規約に反するとの懸念を示す書簡送っています。政府はこれに誠実に回答するどころか「抗議」という信じがたい行動を取り、法案を強行成立させたのです。安倍政権の国際的信頼を失う独善的なやり方が目に余ります。国連の条約締結に必要なと主張する一方で、国際人権規約に基づく懸念の指摘は無視する、あまりにも都合主義の身勝手さです。

共謀罪は、盗聴や司法取引などの捜査手法と結びつくことによつて、国民の監視と密告奨励の社会を生み出し、かつて無い人権侵害を引き起こしかねない悪法です。民主主義を窒息させるものです。(不採択とした委員会では、安倍政権の独善的な主張そのまま反対理由にしました。)(日本共産党市議団、市民派チーム未来が請願に賛成しました。)

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願 賛成討論

各務原市議会は「平和都市宣言」で、「私たちは、すべての核兵器と戦争をなくすことを訴え、世界の人々とともに真の平和が達成されることを願いここに平和都市宣言を宣言します。」と、うたいあげています。

市長は、平和行進をする団体の人々にメッセージを次のように送られました。「私たちは、唯一の被爆国として、原爆の脅威・戦争の悲惨さを後世に伝えていくとともに、平和の尊さを強く訴えなければなりません。皆様方の崇高な運動が大きく成果をあげられ、核兵器の廃絶と世界の恒久平和が実現しますことを、心より祈念申し上げます。」

去る7月7日、国連加盟国の83%にあたる123カ国が賛成して人類史上初めての核兵器禁止条約が採択されたことは、被爆者をはじめ「核兵器のない世界を求める世界」各国と市民社会の多年にわたる取り組みによる画期的な大きな前進です。条約は、核兵器の開発、製造、運搬、移動を禁止し、核による威嚇の禁止、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みを明記しており、法的拘束力のある国際協定で、核兵器を明示的に違法化し、禁止しました。国際的な法的根拠として力を発揮するものです。

我々は、北朝鮮の核実験、ミサイル発射の暴挙に対し、満身の憤りをもって糾弾し、強く抗議するものです。おりしも核兵器禁止条約によつて、北朝鮮の核開発、核実験は、明白に国際法違反となり、悪の烙印が押されるものです。

今年8月に平和首長会議総会が開かれ「核兵器を保有国を含むすべての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発行を求める決議」を表明しました。核兵器完全廃絶には、日本政府こそ核兵器禁止条約を批准し、世界の平和を希求する流れを加速させる役割を担うべきです。

核兵器の禁止から核兵器全面廃絶まで、市民の運動、自治体が協力して、発展させていくことが重要です。各務原市議会は、非核をうたった平和宣言自治体として非核化への願いを発信する意味でも、政府に対して禁止条約を署名、批准することこそ求めるべきではないでしょうか。

この請願に、反対し、核保有国と核を持たない国の橋渡し役をすると日本の立場を主張されましたが、核の抑止力によつてしか自分たちを守れないと考えている政府がどのような橋渡しをするというのか、討論からは理解できませんでした。

市民社会、国際社会は核廃絶に向かって大きく変化しています。

日本政府の様な膠着した考え方の国は枠組みの中で身動きがとれなくなり、国際社会から取り残される少数派になりかねません。(中略) (日本共産党市議団、市民派チーム未来が請願に賛成しました。)